PHONE APPLI PEOPLEサービス利用規約 【現改比較表】2021年8月27日 現在

~2021年9月26日	2021年9月27日 ~
目次	目次
第1章~料金表(略)	第1章~料金表(略)
別表 1 一般データ保護規則条件	別表1 <u>EEA</u> 一般データ保護規則条件
別表 2 標準契約条項(処理者)	別表 2 UK 一般データ保護規則条件
附則	附則

第1章~第10章 第36条(略)

(個人情報の取り扱い)

第37条 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービスの提供にあたり、当社が取得するPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に係る個人情報(以下、本条において「契約者個人情報」といいます。)の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー(https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html)及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。

- 2 当社は、当社が保有している契約者個人情報についてPHONE APPLI PEOP LEサービス契約者から開示の請求があったときは、原則として開示をします。
- 3 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当契約者個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。
- 4 欧州経済地域の個人情報を含むPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者データ(以下、「EEA 個人データ」といいます。)の処理又は再処理を当社が行う場合、別表1に掲載する一般データ保護規則条件が適用されます。
- 5 PHONE APPLI PEOPLEサービスの利用による EEA 個人データの<u>移転に</u>は、別表 2 に掲載する標準契約条項(処理者)が適用されるものとします。

第1章~第10章 第36条(略)

(個人情報の取り扱い)

第37条 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービスの提供にあたり、当社が取得するPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に係る個人情報(以下、本条において「契約者個人情報」といいます。)の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー(https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html)及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。

- 2 当社は、当社が保有している契約者個人情報についてPHONE APPLI PEOP LEサービス契約者から開示の請求があったときは、原則として開示をします。
- 3 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当契約者個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。
- 4 欧州経済地域の個人情報を含むPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者データ(以下、「EEA個人データ」といいます。)の処理又は再処理を当社が行う場合、別表1に掲載する EEA 一般データ保護規則条件が適用されます。
- 5 PHONE APPLI PEOPLEサービスの利用による EEA 個人データの欧州経済 地域から日本への移転は、GDPR 第 45 条に基づく十分性認定に依拠して行うものとします。
- 6 グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国(以下、「UK」といいます。)の個人情報を含む契約者データ(以下、「UK 個人データ」といいます。)の処理または再処理を当社が行う場合、別紙 2 UK 一般データ保護規則条件が適用されるものとします。

~2021年9月26日	2021年9月27日~
	7 PHONE APPLI PEOPLEサービスの利用による UK 個人データの UK から
	日本への移転は、UK GDPR 第 45 条に基づく十分性認定に依拠して行うものとします。
第 38 条~第 38 条の 2 (略)	第 38 条~第 38 条の 2 (略)
第 11 章~料金表(略)	第 11 章~料金表(略)
別表 1	別表 1
一般データ保護規則条件	EEA 一般データ保護規則条件
本一般データ保護規則条件(以下、「本条件」といいます)において、PHONE APPLIPEOPLEサービスの提供におけるPHONE APPLIPEOPLEサービス契約者および当社の間で行われるデータ処理に関して、両当事者の義務を定めます。なお、本条件は、PHONE APPLIPEOPLEサービス契約者が個人データの管理者であり、当社が処理者の場合に適用されるものとします。	本 EEA 一般データ保護規則条件(以下、「本条件」といいます)において、PHONE APPLI PEOPLEサービスの提供におけるPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者および当社の間で行われるデータ処理に関して、両当事者の義務を定めます。なお、本条件は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が個人データの管理者であり、当社が処理者の場合に適用されるものとします。
第1章. 定義	第1章. 定義
本条件において使用される以下の用語は、以下に定める意味を有します。なお、PHONE A	本条件において使用される以下の用語は、以下に定める意味を有します。なお、PHONE A

~2021年9月26日	2021年9月27日~
PPLI PEOPLEサービス利用規約において定義され、使用されているすべての用語は、	PPLI PEOPLEサービス利用規約において定義され、使用されているすべての用語は、
別段の定めがない限り、本条件において同様の意味を有します。	別段の定めがない限り、本条件において同様の意味を有します。
「関連会社」とは、ある事業体との関係で、当該事業体に支配されるか、当該事業体を支配する	「関連会社」とは、ある事業体との関係で、当該事業体に支配されるか、当該事業体を支配する
か、当該事業体と共通の支配下にある他の事業体をいいます。	か、当該事業体と共通の支配下にある他の事業体をいいます。
「支配」とは、ある事業体の経営及び方針を、議決権又は契約等により、指示する権能をいいま	「支配」とは、ある事業体の経営及び方針を、議決権又は契約等により、指示する権能をいいま
₫.	す。
「(データ)管理者」とは、単独で又は共同して個人データの処理の目的および手段を決定する	「(データ)管理者」とは、単独で又は共同して個人データの処理の目的および手段を決定する
者をいいます。	者をいいます。
「標準契約条項(処理者)」 とは、欧州委員会の Decision C (2010)593 に基づき欧州委員会	
が採択した Standard Contractual Clauses (随時更新される。) をいいます。	
「PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者データ」とは、PHONE APP	「PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者データ」とは、PHONE APP
LI PEOPLEサービス契約者PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が	LI PEOPLEサービス契約者PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が
PHONE APPLI PEOPLEサービスの利用に際し、当社の電気通信設備上にアッ	PHONE APPLI PEOPLEサービスの利用に際し、当社の電気通信設備上にアッ
プロード・保管する全ての EEA 個人データであり、PHONE APPLI PEOPLEサ	プロード・保管する全ての EEA 個人データであり、 P H O N E A P P L I P E O P L E サ

ービス契約者の従業員、委託先、協力者および顧客などの氏名、住所、メールアドレス、電話番 ービス契約者の従業員、委託先、協力者および顧客などの氏名、住所、メールアドレス、電話番

号、役職、組織情報等を含みます。

号、役職、組織情報等を含みます。

~2021年9月26日	2021年9月27日~
「データ保護影響評価(Data Protection Impact Assessments)」および「データ主体(Data Subject)」とは、GDPR に定める意味を有します。	「データ保護影響評価(Data Protection Impact Assessments)」および「データ主体(Data Subject)」とは、GDPR に定める意味を有します。
「データ保護法」とは、GDPR を含む欧州連合又は加盟国の個人情報の保護に関する法令をいいます。	「データ保護法」とは、GDPR を含む欧州連合又は加盟国の個人情報の保護に関する法令をいいます。
「EEA」とは、欧州経済領域をいいます。	「EEA」とは、欧州経済領域をいいます。
「エンドユーザ」とは、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者を通じてPHONE APPLI PEOPLEサービスを使用するか、PHONE APPLI PEOPLEサービスにアクセスする者をいいます。	ONE APPLI PEOPLEサービスを使用するか、PHONE APPLI PEO
「GDPR」とは、個人情報の処理とデータの自由な移転に関して個人を保護する目的で 2016 年	「GDPR」とは、個人情報の処理とデータの自由な移転に関して個人を保護する目的で 2016 年

1GDPR] とは、個人情報の処理とデータの自由な移転に関して個人を保護する目的で 2016年4月27日に欧州議会および作業部会により制定された規則(EU)2016/679であり、EUデータ保護指令(95/46/EC)を引き継ぐものをいいます。

「個人データ」とは、名前、職務、肩書、連絡先(email アドレス及び住所を含む。)などの識別子を参照することによって直接的又は間接的に特定することができる、識別された、又は識別され得る自然人に関する全ての情報をいいます。

「GDPR」とは、個人情報の処理とデータの自由な移転に関して個人を保護する目的で 2016 年4月27日に欧州議会および作業部会により制定された規則(EU)2016/679であり、EUデータ保護指令(95/46/EC)を引き継ぐものをいいます。

「個人データ」とは、名前、職務、肩書、連絡先(email アドレス及び住所を含む。)などの識別子を参照することによって直接的又は間接的に特定することができる、識別された、又は識別され得る自然人に関する全ての情報をいいます。

「プライバシーシールド」とは、米国商務省および欧州委員会によって制定されたプライバシーシールド原則および補則を含む欧州連合-米国間のプライバシーシールドに関する枠組みをいいます。

「処理」又は「処理する」とは、取得、記録、編集、構造化、保存、修正又は変更、復旧、参照、利用、移転による開示、周知又はその他周知を可能なものにすること、整列又は結合、制限、消去又は破壊することなど、自動的な手段であるか否かにかかわらず、個人データ又は個人データの集合に対して行われるあらゆる作業又は一連の作業をいいます。

「(データ)処理者」とは、管理者のために、個人データを処理する者をいいます。

「セキュリティインシデント」とは、当社が保持する暗号化されていない個人データの不適切 又は不正な取得を誘発し、個人データのセキュリティ又は機密性を危険にさらす可能性が高い インシデントをいいます。

「再委託先」とは、当社が個人データの処理を委託する、当社の直接支配下にない他の処理者をいいます。

「移転措置」とは、プライバシーシールド、標準契約条項、および欧州委員会によって個人データ保護の十分性認定を受けていない国への個人データの移転を可能にする全ての移転措置をい

「処理」又は「処理する」とは、取得、記録、編集、構造化、保存、修正又は変更、復旧、参照、利用、移転による開示、周知又はその他周知を可能なものにすること、整列又は結合、制限、消去又は破壊することなど、自動的な手段であるか否かにかかわらず、個人データ又は個人データの集合に対して行われるあらゆる作業又は一連の作業をいいます。

「(データ)処理者」とは、管理者のために、個人データを処理する者をいいます。

「セキュリティインシデント」とは、当社が保持する暗号化されていない個人データの不適切 又は不正な取得を誘発し、個人データのセキュリティ又は機密性を危険にさらす可能性が高い インシデントをいいます。

「再委託先」とは、当社が個人データの処理を委託する、当社の直接支配下にない他の処理者をいいます。

~2021年9月26日	2021年9月27日~
います。	
第2章 1~4 (略)	第2章 1~4 (略)
5. 個人データのEEA域外移転	5. 個人データの EEA 域外移転
本章第5条および第6条3項は個人データのEEA域外への保管・EEA域外からのアクセスがある場合に適用されます。	本章第 5 条および第 6 条 3 項は個人データの EEA 域外への保管・EEA 域外からのアクセスがある場合に適用されます。
本章第6条に関わらず、当社は有効な移転措置がある場合においては、欧州委員会が保護に関して十分なレベルを保証している旨を決定していないEEA域外の国へ個人データを移転することができます。他の有効な移転措置が適用されない限り、かかる移転はデータ輸出者であるPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者(PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が処理者となる場合も含みます。)と合意した標準契約条項(処理者)(別表2)に基づいて行われます。	本章第6条に関わらず、PHONE APPLI PEOPLEサービスの利用によるEEA個人データの欧州経済地域から日本への移転は、GDPR第45条に基づく十分性認定に依拠して行うものとします。
6. 再委託先の利用	6. 再委託先の利用
6.1 当社が個人データを取り扱う再委託先を追加することに対し、PHONE APPLIPEOPLEサービス契約者は合意するとともに、必要に応じてエンドユーザーの合意を取得します。当社はすべての再委託先のリストを維持し、別表1-1で開示します。当社は新しい再	6.1 当社が個人データを取り扱う再委託先を追加することに対し、PHONE APPLIPEOPLEサービス契約者は合意するとともに、必要に応じてエンドユーザーの合意を取得します。当社はすべての再委託先のリストを維持し、別表 1-1 で開示します。当社は新しい再

~2021年9月26日 2021年9月27日~

委託先を追加する予定がある場合においては、別表1-1に新しい再委託先との契約の有効日を示します。PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者はリストを定期的に確認し、新しい再委託先の追加に関して異議がある場合においては、適切な期間内(遅くともリストの最終更新日から30日以内)に、サービス提供に関わる新しい再委託先が個人データの保護又は個人データ保護の要求を遵守する能力に関して、正当な理由がある場合に異議を唱えることができます。異議が合理的な理由に基づく場合においては、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者及び当社は異議に関する解決に向けて誠意をもって協議を行います。

6.2 当社は個人データの処理に関し、個人データを処理する再委託先と書面による契約又は EEAの法律に基づいた手段を有していることを保証します。当該契約又はかかる手段は、本条 件の第2章に定められた処理者に課せられるデータ保護に関する義務と同等の条件を再委託先 に課すものとし、再委託先が適切な技術的組織的安全措置を講じることを保証します。

6.3 当社がPHONE APPLI PEOPLEサービス及び本規約基づきストレージ、ヘルプデスク、メンテナンスサービス、又はその他のサービスを提供するために再委託先を利用する場合で、その再委託先が欧州委員会が保護に関して十分なレベルの保証をしている旨を決定していないEEA域外の地域に位置する場合、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者(PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者自身又は管理者であるPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の関連会社、エンドユーザ又は顧客)は、本章第5条に定める標準契約条項(処理者)におけるデータ輸出者であるPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者自身又

委託先を追加する予定がある場合においては、別表 1-1 に新しい再委託先との契約の有効日を示します。PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者はリストを定期的に確認し、新しい再委託先の追加に関して異議がある場合においては、適切な期間内(遅くともリストの最終更新日から 30 日以内)に、サービス提供に関わる新しい再委託先が個人データの保護又は個人データ保護の要求を遵守する能力に関して、正当な理由がある場合に異議を唱えることができます。異議が合理的な理由に基づく場合においては、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者及び当社は異議に関する解決に向けて誠意をもって協議を行います。

6.2 当社は個人データの処理に関し、個人データを処理する再委託先と書面による契約又は EEA の法律に基づいた手段を有していることを保証します。当該契約又はかかる手段は、本条件の第 2 章に定められた処理者に課せられるデータ保護に関する義務と同等の条件を再委託先 に課すものとし、再委託先が適切な技術的組織的安全措置を講じることを保証します。

6.3 当社がPHONE APPLI PEOPLEサービス及び本規約基づきストレージ、ヘルプデスク、メンテナンスサービス、又はその他のサービスを提供するために再委託先を利用する場合で、その再委託先が欧州委員会が保護に関して十分なレベルの保証をしている旨を決定していない EEA 域外の地域に位置する場合、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者(PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者自身又は管理者であるPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の関連会社、エンドユーザ又は顧客)は、当社が個人情報保護法第 24 条に準拠して EEA 個人データを再委託先に取り扱わせることに合意します。

~2021年9月26日	2021年9月27日~
は管理者であるPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の関連会社、エンドユ	
ーザ、又は顧客)の代理人として、当社が当該委託先と標準契約条項(処理者)を締結すること	
に合意します。	
第2章 7~第3章 (略)	第2章 7~第3章 (略)
別表2	別表 2
	UK 一般データ保護規則条件
	本 UK 一般データ保護規則条件(以下、「本条件」といいます)において、PHONE APP
	LI PEOPLEサービスの提供におけるPHONE APPLI PEOPLEサービス
	契約者および当社の間で行われるデータ処理に関して、両当事者の義務を定めます。なお、本条
	件は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が個人データの管理者であり、当
	社が処理者の場合に適用されるものとします。
	 第1章. 定義
	<u>771 + 1 </u>
	本条件において使用される以下の用語は、以下に定める意味を有します。なお、PHONE A
	PPLI PEOPLEサービス利用規約において定義され、使用されているすべての用語は、
	別段の定めがない限り、本条件において同様の意味を有します。
	「関連会社」とは、ある事業体との関係で、当該事業体に支配されるか、当該事業体を支配する

~2021年9月26日	2021年9月27日~
2021+37204	2021+3/12/14
	か、当該事業体と共通の支配下にある他の事業体をいいます。
	「支配」とは、ある事業体の経営及び方針を、議決権又は契約等により、指示する権能をいいま
	ं इ.
	「(データ)管理者」とは、単独で又は共同して個人データの処理の目的および手段を決定する
	者をいいます。
	「PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者データ」とは、PHONE APPL
	I PEOPLEサービス契約者PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者がP
	HONE APPLI PEOPLEサービスの利用に際し、当社の電気通信設備上にアップ
	ロード・保管する全ての UK 個人データであり、PHONE APPLI PEOPLEサービ
	ス契約者の従業員、委託先、協力者および顧客などの氏名、住所、メールアドレス、電話番号、
	役職、組織情報等を含みます。
	「データ保護影響評価(Data Protection Impact Assessments)」および「データ主体(Data
	Subject)」とは、UK GDPR に定める意味を有します。
	「データ保護法」とは、UK GDPR を含む UK の個人情報の保護に関する法令をいいます。
	「UK」とは、グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国(United Kingdom of Great

~2021年9月26日	2021年9月27日~
	Britain and Northern Ireland)をいいます。
	「エンドユーザ」とは、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者を通じてPHO
	NE APPLI PEOPLEサービスを使用するか、PHONE APPLI PEOP
	LEサービス契約者に対して提供されたPHONE APPLI PEOPLEサービスにア
	クセスする者をいいます。
	「UK GDPR」とは、個人情報の処理とデータの自由な移転に関して個人を保護する目的で 2016
	年 4 月 27 日に欧州議会および作業部会により制定された規則(EU) 2016/679 が、the Data
	Protection, Privacy and Electronic Communications (Amendments etc) (EU Exit)
	Regulations 2019 (as amended by the Data Protection, Privacy and Electronic
	Communications (Amendments etc)(EU Exit) Regulations 2020 によって、UK 国内法化さ
	れたものをいいます。
	「個人データ」とは、名前、職務、肩書、連絡先(email アドレス及び住所を含む。)などの識
	別子を参照することによって直接的又は間接的に特定することができる、識別された、又は識別
	され得る自然人に関する全ての情報をいいます。
	○ 1 10 3 日然人に対する工での同様でいる。
	「処理」又は「処理する」とは、取得、記録、編集、構造化、保存、修正又は変更、復旧、参照、
	利用、移転による開示、周知又はその他周知を可能なものにすること、整列又は結合、制限、消

~2021年9月26日	2021年9月27日~
	の集合に対して行われるあらゆる作業又は一連の作業をいいます。
	「(データ)処理者」とは、管理者のために、個人データを処理する者をいいます。
	「セキュリティインシデント」とは、当社が保持する暗号化されていない個人データの不適切又 は不正な取得を誘発し、個人データのセキュリティ又は機密性を危険にさらす可能性が高いイ ンシデントをいいます。
	「再委託先」とは、当社が個人データの処理を委託する、当社の直接支配下にない他の処理者を いいます。
	第2章. 当社が行う個人データの処理に関する条件
	1.処理の目的
	当社は本条件に基づき個人データを処理する場合においては、データ保護法を遵守するものします。当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約に定められた当社の電気通
	信設備の利用、ヘルプデスク、メンテナンスサービスの提供を含むPHONE APPLI P
	EOPLEサービスの提供に必要な範囲でPHONE APPLI PEOPLEサービス契
	約者の指示によってのみ、個人データを処理するものとします。当社はPHONE APPLI

~2021年9月26日	2021年9月27日~
	PEOPLEサービス契約者が提供する個人データの内容を把握しておりません。
	2.当社のデータ保護義務
	2.1 データ処理者として、当社は以下の義務を遵守します。
	2.1.1 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者からの書面による指示(書面に
	よるか電磁的方法によるかを問いません。)に基づいてのみ個人データを処理又は移転します。
	2.1.2 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に要求された場合においては、
	データ保護法に定められたPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者自身が負う 以下の義務を果たすために十分な支援を行います。
	以下の報告を表にするのに「力は又接を行います。」
	(i) 処理のセキュリティを確保するために必要な技術的組織的安全管理措置を行うこと。
	(ii) 求められた場合においては、個人データの違反に関する当局への通知、及び個人データに 関係するデータ主体への通知を行うこと。
	(iii)データ保護影響評価を行い、当局へ報告すること。
	PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者は当社が上記を実施するためにかかる

~2021年9月26日	2021年9月27日~
	合理的な費用を負担するものとします。
	2.2 当社は、従業員又は代理人又はその他個人データを処理するものが、機密を遵守し、機密
	情報に関する適切な法令義務を負うことを保証します。
	2.3 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約における個人データの処理の性質
	を考慮し、当社は可能な限り適切な技術的組織的安全管理措置により、PHONE APPLI
	PEOPLEサービス契約者がデータ保護法における権利を行使するデータ主体の要求にこた
	えるための支援を行うものとします。PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者
	は支援にかかる合理的な費用を負担するものとします。
	3. 当社のデータセキュリティに関する義務
	3.1 当社は個人データの処理において、生じうるリスク(偶発的又は違法な破壊、毀損、改ざ
	ん、転送・保管・処理される個人情報の不正な開示又はアクセス)に見合った適切な技術的組織
	的対策を実施コストやサービスの本質を考慮した上で実施します。技術的組織的対策には以下
	<u>の内容を含みます。</u>
	3.1.1 必要かつ適切な場合においては、個人データの仮名化及び暗号化
	3.1.2 現行の機密性、完全性、可用性並びに当社の電気通信設備及びPHONE APPLI

~2021年9月26日	2021年9月27日~
	PEOPLEサービスの復旧を確実にする能力。
	3.1.3 物理的又は技術的事故の場合においては、時宜を得た方法で可用性を復旧し、個人データにアクセスする能力。
	3.1.4 取扱いの安全を確実にするため技術的組織的対策の効果を定期的に点検、審査及び評価するプロセス。
	3.1.5 その他、データ保護法を順守するために必要な措置。
	3.2 当社は個人データに関するセキュリティインシデントを把握した場合においては、すみや
	かにPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に通知を行います。
	4. 契約終了時の個人データの取扱い
	本規約又は法令等において定めがない限り、PHONE APPLI PEOPLEサービス
	の終了に伴い、当社が保管する個人データを削除します。
	5. 個人データの UK 域外移転
	本章第 5 条および第 6 条 3 項は個人データの UK 域外への保管・UK 域外からのアクセスがあ

~2021年9月26日	2021年9月27日~
	る場合に適用されます。
	本章第6条に関わらず、PHONE APPLI PEOPLEサービスの利用による UK 個
	人データの UK から日本への移転は、UK GDPR 第 45 条に基づく十分性認定に依拠して行うも
	<u>のとします。</u>
	6. 再委託先の利用
	0. 丹安記述の利用
	6.1 当社が個人データを取り扱う再委託先を追加することに対し、PHONE APPLI
	PEOPLEサービス契約者は合意するとともに、必要に応じてエンドユーザーの合意を取得
	します。当社はすべての再委託先のリストを維持し、別表 2-1 で開示します。当社は新しい再
	委託先を追加する予定がある場合においては、別表 2-1 に新しい再委託先との契約の有効日を
	示します。PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者はリストを定期的に確認し、
	新しい再委託先の追加に関して異議がある場合においては、適切な期間内(遅くともリストの最
	終更新日から30日以内) に、サービス提供に関わる新しい再委託先が個人データの保護又は個人データ保護の要求を遵守する能力に関して、正当な理由がある場合に異議を唱えることがで
	きます。異議が合理的な理由に基づく場合においては、PHONE APPLI PEOPLE
	サービス契約者及び当社は異議に関する解決に向けて誠意をもって協議を行います。
	6.2 当社は個人データの処理に関し、個人データを処理する再委託先と書面による契約又は
	UK の法律に基づいた手段を有していることを保証します。当該契約又はかかる手段は、本条件

~2021年9月26日	2021年9月27日~
	の第 2 章に定められた処理者に課せられるデータ保護に関する義務と同等の条件を再委託先に
	課すものとし、再委託先が適切な技術的組織的安全措置を講じることを保証します。
	6.3 当社がPHONE APPLI PEOPLEサービス及び本規約に基づきストレージ、
	ヘルプデスク、メンテナンスサービス、又はその他のサービスを提供するために再委託先を利用
	する場合で、その再委託先が UK が保護に関して十分なレベルの保証をしている旨を決定してい
	ない UK 域外の地域に位置する場合、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者
	(PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者自身又は管理者であるPHONE
	APPLI PEOPLEサービス契約者の関連会社、エンドユーザ又は顧客)は、当社が個人
	情報保護法第 24 条に準拠して UK 個人データを再委託先に取り扱わせることに合意します。
	7 <u>監査と情報</u>
	7.1 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者は当社及び関連会社、又はそのい
	ずれか一方(又は、当社及び関連会社、又はそのいずれか一方が選んだ第三者監査人)に、当社
	が UK GDPR 第 28 条に定められた当社の義務を遵守していることを証明するための監査を実施
	することを委任します。PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の求めに応じ
	て、当社及び関連会社は、監査を実施したことを書面により(当社又は第三者を通して)証明し
	ます。かかる監査は本章第3条に定めた技術的組織的安全措置の検査を含みます。
	7.2 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者は監査に関する全ての費用を負

~2021年9月26日	2021年9月27日~
	担するものとします。
	7.3 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者に代わって行った処理に ついて以下の項目を含む記録(書面によるか電磁的方法によるかを問いません)を保持します。
	7.3.1 当社とPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の氏名および連絡先情
	報、(選任されている場合においては)データ保護責任者
	7.3.2 (該当する場合においては)個人データの第三国への移転情報
	7.3.3 可能であれば、処理のセキュリティを担保するための技術的組織的安全管理措置の概要
	8 損害賠償
	8.1 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者は、全てのデータ保護法に準拠
	し、関連会社及び顧客から、本条件に定める必要な許可及び委任(当社が本章第6.3条に定める
	再委託先と締結する標準契約条項(処理者)に署名することを含みます)に関する権限を受けて
	いることを保証します。
	8.2 当社は本章に定める義務を遂行するため合理的な努力をします。当社はPHONE AP
	PLI PEOPLEサービス契約者が被った損害について以下の場合を除き責任を負わない

~2021年9月26日	2021年9月27日~
	ものとします。
	(i)個人データの処理における当社の故意・重過失による場合
	(ii) PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の合法的な指示に基づかない、又は 反する行為によって当社がデータ保護法に違反した場合
	(iii)当社の過失による死亡もしくは身体損傷
	(iv)詐欺または詐欺的不実表示への責任
	(v)その他法令上、除外することのできない責任
	第3章 一般条項
	1.PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者の責任
	PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が本条件又はデータ保護法に違反した ことに起因して発生した第三者(データ主体及び監督当局を含みます。)からのクレームに関し
	ては、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が責任を負うものとし、当社に対
	して補償し、当社が損害を被らないよう保護するものとします。

~2021年9月26日	2021年9月27日~
	2.期間と契約終了
	本条件はPHONE APPLI PEOPLEサービス提供期間と同じ期間有効です。
	3 準拠法
	3.1 本条件は日本法に準拠します。
	3.2 PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者及び当社は、本条件に関して生じ
	た全ての紛争は専属的な管轄権を有する東京地方裁判所に付すことにします。
	別表 2 – 1:再委託先リスト
	・NTT コム エンジニアリング株式会社
	·株式会社 Phone Appli
#\\tau\chi \tau\chi	
·標準契約条項(処理者) For the purposes of Article 26(2) of Directive 95/46/EC for the transfer of personal data	
to processors established in third countries which do not ensure an adequate level of	
data protection	
(between the data exporter as controller and data importer as processor)	

'the subprocessor' means any processor engaged by the data importer or

by any other subprocessor of the data importer who agrees to receive from the data importer or from any other subprocessor of the data importer personal data exclusively intended for processing activities to be carried out on behalf of the data exporter after the transfer in accordance with his instructions, the terms of the Clauses and the terms of the written subcontract;

- (e) 'the applicable data protection law' means the legislation protecting the fundamental rights and freedoms of individuals and, in particular, their right to privacy with respect to the processing of personal data applicable to a data controller in the Member State in which the data exporter is established;
- (f) 'technical and organisational security measures' means those measures aimed at protecting personal data against accidental or unlawful destruction or accidental loss, alteration, unauthorised disclosure or access, in particular where the processing involves the transmission of data over a network, and against all other unlawful forms of processing.

Clause 2

Details of the transfer

The details of the transfer and in particular the special categories of personal data where applicable are specified in Appendix 1 which forms an integral part of the Clauses.

Clause 3

Third-party beneficiary clause

1. The data subject can enforce against the data exporter this Clause, Clause

- 4(b) to (i), Clause 5(a) to (e), and (g) to (j), Clause 6(1) and (2), Clause 7, Clause 8(2), and Clauses 9 to 12 as third-party beneficiary.
- 2. The data subject can enforce against the data importer this Clause, Clause 5(a) to (e) and (g), Clause 6, Clause 7, Clause 8(2), and Clauses 9 to 12, in cases where the data exporter has factually disappeared or has ceased to exist in law unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter by contract or by operation of law, as a result of which it takes on the rights and obligations of the data exporter, in which case the data subject can enforce them against such entity.
- 3. The data subject can enforce against the subprocessor this Clause, Clause 5(a) to (e) and (g), Clause 6, Clause 7, Clause 8(2), and Clauses 9 to 12, in cases where both the data exporter and the data importer have factually disappeared or ceased to exist in law or have become insolvent, unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter by contract or by operation of law as a result of which it takes on the rights and obligations of the data exporter, in which case the data subject can enforce them against such entity. Such third-party liability of the subprocessor shall be limited to its own processing operations under the Clauses.
- 4. The parties do not object to a data subject being represented by an association or other body if the data subject so expressly wishes and if permitted by national law.

Clause 4

Obligations of the data exporter

~2021年9月26日	
The data exporter agrees and warrants:	
(a) that the processing, including the transfer itself, of the personal data has	as
been and will continue to be carried out in accordance with the relevant provisions of	of
the applicable data protection law (and, where applicable, has been notified to the	ıе
relevant authorities of the Member State where the data exporter is established) and	nd
does not violate the relevant provisions of that State;	
(b) that it has instructed and throughout the duration of the personal data	ta
processing services will instruct the data importer to process the personal data	ta
transferred only on the data exporter's behalf and in accordance with the applicable	ıle
data protection law and the Clauses;	
(c) that the data importer will provide sufficient guarantees in respect of the	ne
technical and organisational security measures specified in Appendix 2 to this contract;	<u>:t;</u>
(d) that after assessment of the requirements of the applicable data	ta
protection law, the security measures are appropriate to protect personal data against	st
accidental or unlawful destruction or accidental loss, alteration, unauthorised disclosure	re
or access, in particular where the processing involves the transmission of data over a	a
network, and against all other unlawful forms of processing, and that these measures	es
ensure a level of security appropriate to the risks presented by the processing and the	<u>ne</u>
nature of the data to be protected having regard to the state of the art and the cost of	of
their implementation;	
(e) that it will ensure compliance with the security measures;	

The data importer agrees and warrants:

request, unless it has been otherwise authorised to do so;

to send promptly a copy of any subprocessor agreement it concludes

~2021年9月26日	2021年9月27日~
under the Clauses to the data exporter.	

Clause 6

Liability

- 1. The parties agree that any data subject, who has suffered damage as a result of any breach of the obligations referred to in Clause 3 or in Clause 11 by any party or subprocessor is entitled to receive compensation from the data exporter for the damage suffered.
- 2. If a data subject is not able to bring a claim for compensation in accordance with paragraph 1 against the data exporter, arising out of a breach by the data importer or his subprocessor of any of their obligations referred to in Clause 3 or in Clause 11, because the data exporter has factually disappeared or ceased to exist in law or has become insolvent, the data importer agrees that the data subject may issue a claim against the data importer as if it were the data exporter, unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter by contract of by operation of law, in which case the data subject can enforce its rights against such entity.

 The data importer may not rely on a breach by a subprocessor of its obligations in order to avoid its own liabilities.
- 3. If a data subject is not able to bring a claim against the data exporter or the data importer referred to in paragraphs 1 and 2, arising out of a breach by the subprocessor of any of their obligations referred to in Clause 3 or in Clause 11 because both the data exporter and the data importer have factually disappeared or ceased to

exist in law or have become insolvent, the subprocessor agrees that the data subject may issue a claim against the data subprocessor with regard to its own processing operations under the Clauses as if it were the data exporter or the data importer, unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter or data importer by contract or by operation of law, in which case the data subject can enforce its rights against such entity. The liability of the subprocessor shall be limited to its own processing operations under the Clauses.

Clause 7

Mediation and jurisdiction

- 1. The data importer agrees that if the data subject invokes against it third-party beneficiary rights and/or claims compensation for damages under the Clauses, the data importer will accept the decision of the data subject:
- (a) to refer the dispute to mediation, by an independent person or, where applicable, by the supervisory authority;
- (b) to refer the dispute to the courts in the Member State in which the data exporter is established.
- 2. The parties agree that the choice made by the data subject will not prejudice its substantive or procedural rights to seek remedies in accordance with other provisions of national or international law.

Clause 8

Cooperation with supervisory authorities

~2021年9月26日
1. The data exporter agrees to deposit a copy of this contract with the
supervisory authority if it so requests or if such deposit is required under the applicable
data protection law.
2. The parties agree that the supervisory authority has the right to conduct an
audit of the data importer, and of any subprocessor, which has the same scope and is
subject to the same conditions as would apply to an audit of the data exporter under
the applicable data protection law.
3. The data importer shall promptly inform the data exporter about the existence
of legislation applicable to it or any subprocessor preventing the conduct of an audit of
the data importer, or any subprocessor, pursuant to paragraph 2. In such a case the
data exporter shall be entitled to take the measures foreseen in Clause 5 (b).
Clause 9
Governing Law
The Clauses shall be governed by the law of the Member State in which the data
exporter is established (namely per the overhead agreement).
Clause 10
Variation of the contract
The parties undertake not to vary or modify the Clauses. This does not preclude the
parties from adding clauses on business related issues where required as long as they
do not contradict the Clause.

Clause 11

Subprocessing

- 1. The data importer shall not subcontract any of its processing operations performed on behalf of the data exporter under the Clauses without the prior written consent of the data exporter. Where the data importer subcontracts its obligations under the Clauses, with the consent of the data exporter, it shall do so only by way of a written agreement with the subprocessor which imposes the same obligations on the subprocessor as are imposed on the data importer under the Clauses. Where the subprocessor fails to fulfil its data protection obligations under such written agreement the data importer shall remain fully liable to the data exporter for the performance of the subprocessor's obligations under such agreement.
- 2. The prior written contract between the data importer and the subprocessor shall also provide for a third-party beneficiary clause as laid down in Clause 3 for cases where the data subject is not able to bring the claim for compensation referred to in paragraph 1 of Clause 6 against the data exporter or the data importer because they have factually disappeared or have ceased to exist in law or have become insolvent and no successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter or data importer by contract or by operation of law. Such third-party liability of the subprocessor shall be limited to its own processing operations under the Clauses.
- 3. The provisions relating to data protection aspects for subprocessing of the contract referred to in paragraph 1 shall be governed by the law of the Member State in which the data exporter is established (namely as set out in the overhead

~2021年9月26日 2021年9月27日~

agreement).

4. The data exporter shall keep a list of subprocessing agreements concluded under the Clauses and notified by the data importer pursuant to Clause 5 (j), which shall be updated at least once a year. The list shall be available to the data exporter's data protection supervisory authority.

Clause 12

Obligation after the termination of personal data processing services

- 1. The parties agree that on the termination of the provision of data processing services, the data importer and the subprocessor shall, at the choice of the data exporter, return all the personal data transferred and the copies thereof to the data exporter or shall destroy all the personal data and certify to the data exporter that it has done so, unless legislation imposed upon the data importer prevents it from returning or destroying all or part of the personal data transferred. In that case, the data importer warrants that it will guarantee the confidentiality of the personal data transferred and will not actively process the personal data transferred anymore.
- 2. The data importer and the subprocessor warrant that upon request of the data exporter and/or of the supervisory authority, it will submit its data processing facilities for an audit of the measures referred to in paragraph 1.

別表1

データ輸出者: データ輸出者はPHONE APPLI PEOPLEサービス契約者です。

データ輸出者はデータ輸入者のPHONE APPLI PEOPLEサービス利用規約に基づいて提供されるWEB電話帳、名刺管理機能、発着信履管理を行うことができるサービス及びそれにかかわるサービス(以下、PHONE APPLI PEOPLEサービスといいます。)を利用します。

 データ輸入者: データ輸入者は、当社です。データ輸入者はデータ輸入者のPHONE AP

 PLI PEOPLEサービス利用規約に基づいて、データ輸出者にPHONE APPLI

 PEOPLEサービスを提供します。

データ主体: データ主体には、データ輸出者の従業員、委託先、協力者および顧客などが含まれます。データ主体には、データ輸入者が提供するPHONE APPLI PEOPLEサービスのユーザに個人情報を伝達又は移転することを試みる個人が含まれる場合もあります。

データの種類:データ輸出者がPHONE APPLI PEOPLEサービスの利用に際し、

当社の電気通信設備上にアップロード・保管する全てのEEA個人データであり、データ主体の氏

名、住所、メールアドレス、電話番号、役職、組織情報等を含みます。

処理業務と期間:本サービスの提供期間中、提供に必要な範囲かつ、本規約に定める通りの処理 を行います。

別表 2

データ輸入者は、以下を順守する義務を負います。

1. セキュリティポリシー

データ輸入者は方針と手順からなるセキュリティルールを定め、契約者データを保管する設備 へのアクセスを有するスタッフに順守させます。方針と手順は以下を含みます。

~2021年9月26日
ドキュメントの対象、保護されるリソースの詳細な説明
適切なセキュリティレベルを保証するための方法、基準、手順、ルール、規範
スタッフの役割と義務
契約者データを含む設備の物理的・運用的プロセス
本サービス上で契約者が利用・設定可能なセキュリティ、機能、管理
インシデント報告・管理・応答プロセス
これらのドキュメントは常に最新化され、契約者データを保管する設備及びその取扱いについ
この変更があった場合には修正を行います。
データ輸入者のセキュリティ方針は以下を含みます。
システムアクセス管理
ユーザ権限管理
ソフトウェア開発と変更管理
管理セキュリティ
コンピューター設備へのアクセス制限
. 組織的セキュリティ
データ輸入者はセキュリティプログラムに定義されたすべてのセキュリティ対策が 確 実に適合
 データ輸入者は、契約者データを取り扱いに必要な組織的役割に基づいてアクセスに関する定
。 最を行います。特に、"最小限の権限"とするアクセスに関する要求に合うように、ユーザの役割
上権限、アクセス許可、変更、終了の方法、ログ取得/監視要求についての管理プロセスのドキ

~2021年9月26日	2021年9月27日~
-------------	-------------

ュメント化を行います。

3. 物理的セキュリティ

契約者データを含む全てのデータ輸入者の施設は商業的合理的な侵入者検知システムを設置す

る必要があります。データ輸入者は契約者データに対する物理的、電子的アクセスを厳重に管

理し、サービスを提供するために必要な契約者データへの、限られたデータ輸入者の従業員に

よる合法的なアクセスを制限します。

契約者データを保管する全てのデータ輸入者の施設は、すべての入口にカードキーによるアク

セス管理装置を設置し、機密エリアについてはさらに追加の区分を行います。

全てのデータ輸入者の施設は、不正アクセスを検知し、調査することができる監視装置、人員を

設置します。監視が必要な主要エリア、データセンター、コントロールセンターの出入口、およ

び、データセンター、コントロールセンター。

5. データセキュリティ

データ輸入者は契約者データが保管される期間、及び契約者データを移転する場合、業界標準

を満たすレベルのセキュリティ管理措置を行います。

契約者データを試験に利用することはありません。

全てのデータセキュリティインシデントはデータ損失、捜査努力、インシデントに関わる部門、

回復措置、復旧プランを定めたインシデント応答手順に従って管理されます。

6.ネットワークセキュリティ

データ輸入者は商業的に利用可能で業界標準の技術を利用したネットワークセキュリティを維

持します。ネットワークセキュリティ設備は、契約サービスを提供するために必要なプロトコ

ルとサービスのみを提供するために必要な最小限のアクセスとする基準に基づいて設計されて います。

7. 定期的なレビュー

データ輸入者はデータの取り扱いと技術的対処を継続的に維持するために定期的に技術的安全 措置の見直しを実施します。

8. 執行

データ輸入者のセキュリティ部門による定期的なセキュリティレビュー、評価、監査を実施し、 データ輸入者および契約者の基準に対する従業員の順守状況を確認します。最低限2年に1度、

情報システムとデータ取扱について内部・外部監査を実施し、適用されているデータセキュリティに関する手順と案内が規則に準拠しているかどうかを確認します。

監査報告内容は、対策と管理が該当する規則や方針に合致しているか、不足している点の特定、

必要な改善又は補足の対策を提示するものとします。改善提案に加え、根拠となるデータ、事

実、観察事項を含むものとします。

監査報告はデータ取扱いに責任を持つセキュリティ責任者によってレビューします。セキュリティ責任者は監査結果を管理者に提示し、管理者が適切な改善を行えるようにします。

情報セキュリティ方針、手順、実践に違反したデータ輸入者の従業員は解雇を含む懲戒処分となります。

附則(令和3年8月23日 APS1サ第00817239号)

この改正規定は、令和3年9月27日から実施します。